# 子猫のミルクボランティアを募集します!

岐阜県では、県内の保健所に収容された犬や猫の殺処分を減らすため、新しい飼い主への譲渡を行っていますが、離乳前の子猫については、頻回の授乳や排せつの補助などを必要とするため、保健所では十分な世話ができません。

そのため、岐阜県では離乳前の子猫を、新しい飼い主さんに譲渡できる月齢までご家庭で 育てていただく「ミルクボランティア」を募集します。

離乳するまで育てていただいた後、保健所にお返しいただき、新しい飼い主に譲渡します。

### ○預かっていただく子猫

県内の保健所に収容した猫のうち、授乳が必要な週齢(主に約2~4週齢)の子猫を 対象としています。

### ○預かっていただく期間

子猫が自力で固形フードが食べられるようになる(約2カ月齢)までの間、ご家庭で預かっていただきます。

### 〇主な活動内容

- ・3~4時間おきの授乳または離乳食の給餌
- ・排せつの補助
- 毎日の健康観察と成長の記録
- 社会化のためのふれあいや遊び
  - ※県のミルクボランティアとして活動する方は、養成研修を 受講し、県に登録していただきます。
- ◎子猫の育成に必要な物品(粉ミルク、哺乳瓶、フード、ペットシーツ、ヒーター、 体重計)を支給または貸出します。
- ◎預かり期間中に、子猫の体調が悪くなった場合は、指定の動物病院に受診をお願いいたします。(診療費は、1頭あたり5,000円(税込)を上限として実費を県が負担します)

# 募集期間 令和5年9月4日(月)~令和6年3月8日(金)







【申込先・問い合わせ先】岐阜県健康福祉部生活衛生課

TEL: 058-272-1986 FAX: 058-278-2627

Mail: c11222@pref.gifu.lg.jp

### 1 ミルクボランティア登録の流れ

養成研修会受講の応募用紙を健康福祉部生活衛生課へ提出

養成研修会を受講、登録要件の確認

活動拠点を管轄する保健所に登録

- ミルクボランティアの募集、養成研修会の日程などは、県ホームページで随時お知らせします。
- ・ 応募いただいた方には、別途、養成研修会のご案内を差し上げます。
- これまでに子猫の飼養経験のある方も養成研修会 を受講してください。
- ボランティア登録には、下記の要件を満たす必要があります。

### <ミルクボランティアの登録要件>

- 1 岐阜県内に在住し、登録時に満18歳以上であること。
- 2 猫を飼養できる住宅に住んでおり、終日世話ができること。
- 3 岐阜県の動物愛護事業に協力する意思があり、責任を持って無報酬で活動することができること。
- 4 同居する家族全員の同意を得ていること。
- 5 本人及び同居家族が猫アレルギーでないこと。
- 6 Eメールまたは電話により、保健所からの連絡を受けられること。
- 7 保健所が預託する離乳前の子猫を自家用車等で送迎することができること。
- 8 預かった子猫を室内で管理して飼養できること。
- 9 県のミルクボランティア養成研修を受講していること。
- 10 既に動物を飼っている場合は、以下の項目をすべて満たしていること。
  - (1)犬及び猫の合計飼養頭数が10頭未満である(ただし、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者を除く。)
  - (2)必要に応じて、不妊去勢手術を済ませている。
  - (3)先住動物について日常的な健康管理を行い、定期的なワクチン接種、寄生虫の駆除を行っている。
  - (4) 先住動物が感染症の疾病に罹患していない。
  - (5)猫の場合、完全室内飼育をしている。
  - (6)ケージ等により先住動物と場所を区分して子猫の飼養管理ができる。

## 2 子猫の一時預かりの流れ

# 保健所 ボランティア 保健所から一時預かりを依頼 受入れ承諾 ※ご都合を伺いながら、相談させていただきます。 離乳するまで育成 ※保健所まで受け取りに来ていただきます。 ※体調不良の場合は預託された保健所に報告し、指示を受けてください。 新たな飼い主へ譲渡 子猫を返還

一時預かりの流れの詳細は、養成研修会でご説明します。